

○後藤守議長 次，３番木村郁郎議員の発言を許します。

〔３番 木村郁郎議員 登壇〕

○３番（木村郁郎議員） ３番，木村郁郎でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に基づき一般質問を始めさせていただきます。

今回の発言事項は，公金徴収体制の強化についてでございます。当市の財政構造は自主財源の割合が低く，依存財源の割合が非常に高い状況であることから，経費削減や事務事業の合理化を図り，受益と負担の適正化など財政構造の改革により，持続可能な自治体への自主的改善に継続的に努めていることと思います。そのような状況の中にあっては，市税や国民健康保険税などの基本的収入を確実に確保することは，財政基盤の維持と負担の公平性を確保するという観点から不可欠であると私は考えております。よって，これから当市の公金徴収体制を強化することを目的として，順次お伺いしたと思います。

１の１として，公金徴収体制の強化を図るに当たり，現状を把握することが第一歩となると思いますので，まず初めに当市の主な公金の徴収状況についてお伺いいたします。自力執行により滞納処分のできる公債権と，自力執行できない私債権に分けてお答えをいただければと存じます。

２の１，２として，収納事務を強化し，自主性，自立性を高めるため，平成１９年度より副市長を本部長とする市税等収納対策本部を設置して，収納対策を講じているところでありますが，収納対策本部の具体的な業務内容の現況と，設置後５年６カ月を経過してわかってきた収納対策本部の課題についてあわせてお伺いいたします。

次に，３の１として，当市の公金徴収体制を強化するためには，前段でお伺いいたしました収納対策本部の業務課題を早期に解決することと考えておりますので，現在，課題解決のために取り組まれている方策についてお伺いいたします。

次に，４の①②として，当市の公金徴収体制を強化すること，つまり滞納額の縮減や効率的かつ効果的な徴収を行うこととともに，収入未済額及び不納欠損額の縮減を図るためには，現在，所管する担当課で行っている法的手続なども含めた滞納公金の徴収業務を，１つの専門部署に一元化することも考えられると思いますが，徴収の一元化について調査，研究したことがあるのであれば，当市にとっての徴収一元化のメリット，デメリットについてお伺いいたします。

最後に，５の①として，ここまで収納対策本部の取り組み状況と公金徴収体制の一元化についての考え方を伺ってまいりました。私は，現在，所管担当課で行っている徴収業務を専門部署で一元化し，公金徴収の効率化を，効率的な徴収を行い，所管課においては現年分の徴収に力を注ぐことにより，徴収率，徴収額を向上させることによって，市民生活の向上や福祉の充実のために充当できる財源の確保につなげる時期に来ているのではないかと考えておりますが，執行部のご所見をお伺いいたします。

この１回目の質問において，当市の公金徴収の現況，現在の収納対策本部の課題，そして公金徴収体制の整備に向けての取り組み方針について，順次お伺いいたしました。

以上で，私の１回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長。

○江幡治総務部長 公金徴収体制の強化についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の公金徴収の現状についてお答えをいたします。まず、市が保有する債権につきましては大きく2つに分けることができます。一つには、自力執行権により滞納処分ができる公債権でございます。これは税のほかにも介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、下水道使用料などがございます。もう一つは、自力で滞納処分をすることができない私債権でございます。これにつきましては、債権回収をする場合には司法の手に委ねることになります。代表的なものとしまして市営住宅使用料、水道料金などがございます。

主な公金の徴収状況につきまして、自力で滞納処分ができる公債権にありましては、税の状況について申し上げます。初めに、現年度の対策としまして、これまでに一斉滞納整理を2回行っております。5月には平成23年度の出納閉鎖に向けまして、23年度分のみの滞納者を対象として305件の臨戸訪問を行い、15件、11万7,400円を徴収しております。また、留守宅に対しましては、連絡票を投函することで自主納付を促すこととしております。2回目の10月には、平成24年度の現年度分の滞納者を対象として187件の臨戸訪問を行い、12件、5万6,400円を徴収している状況でございます。さらに、今月下旬にも年末の一斉滞納整理を行うこととしております。

また、過年度からの滞納者につきましては、財産調査を行いながら滞納処分を行っております。主なものとしましては、預金の差し押さえ53件、生命保険の差し押さえ41件、不動産の差し押さえ45件などを行っております。また、差し押さえた不動産につきましては、公売により12件を売却し、約800万円を税に充当しております。これらを含めまして、滞納処分件数は11月末現在で195件となっております。さらに困難な事案につきましては、茨城租税債権管理機構へ今年度30件を移管しております。前年度からの継続30件と合わせますと、現在60件を移管している状況でございます。

一方、自力で滞納処分ができない私債権につきましては、市営住宅使用料の状況について申し上げます。市営住宅使用料につきましては、長期滞納が発生しないよう、家賃滞納が3カ月以上になった者全員に対して、納付誓約書の提出を求めるなど早期の対応対策を行っております。また、長期高額滞納者につきましては、法的措置をとらざるを得ない対象者6名を選定しまして、そのうちの1名について、顧問弁護士を介して住宅の明け渡し請求と未払い家賃の支払いを求め、11月に裁判所へ訴状を提出したところでございます。この事案につきましては、年明けに口頭弁論の予定になっております。また、他の1名につきましては、市営住宅からの退去の合意を得るとともに、債務回収について滞納者と協議を行っているところでございます。残りの4名につきましては、債務の承認及び納付誓約を行っておりますので、引き続きこの履行管理を行っているという状況でございます。

次に、2点目の収納対策本部につきましては、税や使用料など滞納がある担当課がそれぞれの問題や課題を共有化するとともに、税務課が持っている徴収に対する能力あるいはノウハウを各担当課に波及させることによりまして、これらをもとに収入未済額の圧縮及び現年収納対策の強

化に努めてまいったところでございます。これまで、それぞれが滞納整理マニュアルを作成して取り組むなど一定の効果があらわれてきているものと考えております。

今年度の収納対策本部につきましては、第1回本部会議を4月に行いまして、平成23年度の収納状況を確認しますとともに、5月末の出納閉鎖に向けた各担当課ごとの現年度分の滞納を減らすための取り組み、収入未済額を圧縮するための方策について協議、決定をまいりました。また、住宅使用料につきまして、法的措置を行うことなどにつきましてもこの場で方針を決定し、先ほど申し上げましたように11月に提訴したところでございます。第2回の本部会議は8月に開催をしまして、担当課ごとに今年度1年間の目標を達成するための具体的な収納対策について協議、決定をしまして、引き続き取り組んでいるところでございます。

また、課題についてでございますが、現在はそれぞれの担当課が本部会議で協議、決定をした収納対策に基づきまして、滞納者との折衝を行い、相手に自主納付を促す方法により滞納整理を行っております。しかし、このように滞納者の資力に期待する方法だけでは、効果的な収入未済額の圧縮になかなかつながらないという現状もございます。このため、積極的に徴収をする取り組みを同時並行して行うことによりまして、効果が期待できるものと考えておりますが、まだ全体としてそのような取り組みができる体制にはなっていないということが課題であると考えております。

3点目の公金徴収体制の強化方策についてでございます。現在、各担当課におきまして滞納整理の体制が整いつつはありますが、積極的な徴収を行うためには専門的な知識を有する職員の育成、各担当課における事務分担の見直し、債権回収を図るためのシステム改修などが必要になってくるものと考えております。このため、税務課を中心としまして、各担当課における徴収能力の向上と滞納整理のノウハウの習得に努めているところでございます。また一方では、収納に関する専門的な部署を設置することも強化方策の1つであると考えております。

4点目の公金収入一元化の調査研究につきましては、先進地である船橋市の事例につきまして、研修会に出席した職員を講師として収納対策本部において勉強会を開催し、債権の種類や徴収についての共通認識を図ってきているところでございます。公金徴収の一元化につきましては、専門的な組織体制を整備することで、滞納情報を共有化できるなどのメリットがあると考えております。しかし、何をどこまでどのような形で一元化するかによって、またメリット、デメリットも異なってくるものではないかというふうに考えております。

5点目の当市に最適な公金徴収一元化に向けての取り組みにつきましては、ただいま申し上げましたように、徴収の一元化について先進地の事例などをもとに勉強している段階でございます。議員ご発言にございましたように、過年度分については専門部署に一本化し、現年度は所管課が徴収を行うという方法も公金徴収一元化の現実的な1つの方法であると思っておりますので、それらも踏まえまして、一元化に向けてさらに研究、検討を進めてまいる考えでございます。

○後藤守議長 木村議員。

〔3番 木村郁郎議員 質問者席へ〕

○3番（木村郁郎議員） ただいまはご答弁ありがとうございました。1回目の私の質問に対す

るご答弁によって、当市の公金徴収体制の強化に向けての考え方、方向性についてはおおむね理解したところでございます。また、収納に関する専門的な部署の設置や、徴収率や徴収額を向上させることを目的とした公金徴収一元化の現実的な方法である、過年度分については専門部署に一本化し、現年度分は所管課が徴収を行うことについてもさらに研究、検討を進めていただき、当市に適した公金徴収体制を構築していただきたいと思います。

この点を先に申し上げた上で、先ほどの答弁の中にもございましたが、公金徴収の一元化に向けてのポイントとなる滞納情報の共有化、つまり滞納しているという個人情報をも他の債権にも共有することができるのかという点をさらに調査、研究していただきたいと思います。

私が今般質問するに当たって調べたところでは、滞納情報の共有化、つまり滞納しているという個人情報をも他の債権にも共有することについては、租税・公課どうしで知り得た情報については、平成19年3月27日付総務省通知、地方自治体内における各種公金の徴収の連携強化という文書によって共有ができることとなり、また強制徴収債権と非強制徴収債権、私債権の間での情報共有については債権管理条例の制定により対応している。先ほどもありましたけれども、千葉県船橋市や神奈川県秦野市などの事例があるということでありましたが、お聞きしたところでは地方公務員等との関係などもあるということでございますので、そちらについてさらに整理、検討を進めていただきまして、当市の現状に即した効率的かつ効果的な徴収体制を築き上げていただきたいと思いますというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。